

平成31年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A（平成31年1月28日掲載）

NO	種別	質問内容	回答
1	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の2(5)入札方法】 「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする」との記載があるが、今年10月から消費税が増税された場合でも、その増税分が契約金額に加算されることはないのか。その場合、増税を見越して入札金額を設定する必要があるということか。	今年10月から消費税が増税された場合には、その増税分が契約金額に加算されることとなる（具体的には増額の変更契約を行う）ので、入札に当たっては増税を見越して入札金額を設定する必要はない。
2	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の3(3)競争参加資格】 全省庁統一入札資格、役務の提供等の各ランクでは、Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満の案件でしか入札できないとのことですが、本事業もこれに従った金額でしか入札はできないのか？	「競争参加者の資格に関する公示」別記5なお書きにおいて、「統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。」とされていることを踏まえ、仕様書別表1「実施地域一覧」における「必要な統一参加資格（役務の提供）」欄に定めるとおり、統一資格に幅を持たせた上で、これらに該当する統一資格を有している場合には競争に参加できることとしている。
3	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の3(3)競争参加資格】 提案書提出期限までに全省庁統一参加資格が取得できない場合はどうすればいいか。	全省庁統一参加資格は、提案書提出時点において競争参加資格を取得しておく必要があるため、計画的に申請等されたい。
4	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の3(7)オ キャリアコンサルタント資格】 キャリアコンサルティングに関する資格は、国家資格でなければならないか。	本事業を所掌する厚生労働省若年者・キャリア形成支援担当参事官室では、キャリアコンサルタント国家資格を所管している立場から、キャリアコンサルタント国家資格を有する者に限定するものである。
5	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の3(7)オ キャリアコンサルタント資格】 現在キャリアコンサルタント国家資格証明書の申請中で提案書提出時では証明書の添付ができない際はどうすればいいか。	申請中である場合は、申請書の写しを添付すること。
6	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の3(7)オ キャリアコンサルタント資格】 事業開始（契約締結）時点ではキャリアコンサルタント資格を有する者はいないが、平成31年度中にキャリアコンサルタント資格を取得する見込みである場合は、競争参加資格の要件を満たすか。	あくまでも、事業開始（契約締結）時点でキャリアコンサルタント資格を有する者を配置する予定であることが必要である。ご質問のケースのように、平成31年度中に取得予定であるが、それまでの間、他にキャリアコンサルタント資格を有する者を配置しない場合には、競争参加資格を満たしているとは言えない。
7	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の9(3)ア 予定価格の制限】 予定価格は、総額として考えていいのか。	予定価格については総額で設定しているため、入札額についても総額により判断する。ただし、入札書においては、以下の内訳を記載する欄を設けているため、必ず記載すること。 *相談支援事業（基礎的支援メニュー） *相談支援事業（実践的支援メニュー） *若年無業者等集中訓練プログラム事業
8	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の9(3)ア 予定価格の制限】 「入札額」が「予定価格」を超過した場合、価格点はマイナスとなり、技術点から差引かれることとなるのか。	入札額は、予定価格の制限の範囲内である必要があるため、入札額が予定価格を超過した場合は、当該提案は採用されない。
9	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の9(3)ア 予定価格の制限】 入札額が低入札価格調査基準額を下回る場合、何を調査するのか。	低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合、提案者からヒアリング等による低入札価格調査を実施することとなるため、調査に協力すること。 なお、ヒアリングに当たっては、当該入札金額の積算内訳等の資料を提出することとなるため、入札に当たっては、適切に経費を見積もりを行うこと。

NO	種別	質問内容	回答
10	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の9（3）ア予定価格の制限】 キャリア形成支援を行うスペース等について、地方公共団体より無償貸与や減免措置を受けている場合と受けていない場合では、受けていない場合の方が入札価格が高額となるが、こうした措置を有無は「予定価格」では考慮されているのか。	「予定価格」は、事業規模や常設サテライトの有無、若年無業者等集中訓練プログラム事業の有無等に応じて設定されているものであり、施設の無償貸与や減免措置等による賃料の差については、考慮していない。
11	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の9（3）ア予定価格の制限】 予定価格は、昨年度の等級を参考に考えてもいいものか。	予定価格の額に関わることなので、お答えできない。
12	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書第1の11】 入札説明書第1の11（9）提案書類の取扱いについて記載があるが、あくまで労働局に提出後のことであって、提出前に地方公共団体の推薦を受けるために提案書を当該市町に提出することは差し支えないか。	提案書提出前に、地方公共団体の推薦を受けるために必要な場合は、提案内容の案として、当該地方公共団体に提出することは差し支えない。ただし、その場合であっても、「（案）」と付した上で、提案書全体を提出するのではなく、あくまでも推薦を受けるために必要最低限の範囲とすること。なお、提案書提出後は、入札説明書に記載のとおり、支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならないが、落札者に限り、支出負担行為担当官の許可があったものとして、地方公共団体からの求めに応じて提案書を提出することは差し支えない。
13	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙1入札書】 入札の際に、封筒に入れるのは入札書（別紙1）のみでよいか。「一般入札提案申請書（別紙2）」「競争参加資格確認関係書類（別紙3）」「委任状（別紙4）」「競争参加資格に関する誓約書（別紙5）」「暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6）」「関連会社一覧（別紙7）」は、別に提出すればよいか。	封筒に入れるのは入札書（別紙1）のみでよい。
14	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙1入札書】 入札書に各事業ごとの積算額とその合計額を記入するが、落札後に事業実施計画書を提出する際、落札金額に変更のない範囲で各事業ごとの内訳の変更があっても構わないか（即ち、入札書の各事業ごとの積算額と実施計画書の積算額の差異は認められるか）	事業実施計画書における事業ごとの経費については、既に入札書に記載しているものであることから、原則として、入札書に記載の金額によるべきものであるが、労働局の審査の過程で各事業間での金額の調整を行うことはあり得る。ただし、その場合であっても、大幅な変更は認められないので、入札書の額を積算する際には、委託要綱の積算内訳明細を活用するなどにより、十分に精査すること。
15	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 サボステ業務に付随する事業は含まないということでしょうか（サボステセミナー事業やフォーラム事業等）	サボステ事業に付随する事業については、提案書【7】（8）に記載することとし、競争参加資格関係書類の「類似事業」には含まないこと。競争参加資格関係書類の「類似事業」には、サボステ事業以外の類似事業がある場合に記載すること。
16	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 財務諸表の千円以下は切り上げ・切り捨てのどちらとすべきか。	四捨五入とすること。
17	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 財務諸表の前年度繰越損益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期末首残高のことでしょうか。もしくは、前年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことでしょうか。	株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の「当期首残高」でよい。
18	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 年度未末処分利益とは、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の当期変動額合計のことでしょうか。	株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金」の「当期末残高」でよい。
19	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙2 直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容】 公益財団法人であり、営利を目的とした団体ではないため「前年度繰越損益」「年度未末処分利益」に該当するものがない場合、この2カ所について空欄でいいか。 また「売上高」は「事業収入」「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」という考え方でいいか。	該当又は類似する項目がない場合には空欄で差し支えない。 また、「売上高」は「事業収入」に、「当期損益又は年度損益」は「当期一般正味財産増減額」に適宜置き換えて記載すること。
20	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙3 競争参加資格確認関係書類】 「直近2年間の保険料の領収書（写）」とあるが、証明書では支障があるか。	領収書（写）がない場合は、証明書でも差し支えない。

NO	種別	質問内容	回答
21	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。とは、どういう会社か？	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照されたい。
22	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条について、わかりやすく解説してもらいたい。一般にいう20%～50%程度の株式出資に当たらず、2%程度の株式出資であり、事業や人事の掌握などがなければ、問題はないと考えているが、間違いないか。また、応募する法人の理事や理事長及び社員が、他の法人や団体の代表（社長）等となっている場合でも、事業や人事に影響を与えることがなければ、関連企業に当たらないという考え方でいいか。	一般的には、A社が、自己の有する議決権及び自己と出資、人事、資金、技術、取引等により緊密な関係があることによって自己の意思と同一の内容を議決権を行使すると認められる者及び自己と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の合計が、B社の議決権の20%に満たない場合は、A社とB社は互いに「関係会社」には当たらないものと思われるため、ご質問のケースであれば「関連企業」には当たらないものと考えられる。
23	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書別紙7 関係会社一覧表】 参加事業者の代表が他の法人の理事長も兼務している際は兼務先の法人は「関係会社」に該当するか？	一般的には、入札参加事業者代表が他の法人の理事長を兼務しているだけでは「関係会社」には当たらないものと考えられるが、一定割合以上の議決権を有する場合には「関係会社」に該当するものと思われるため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条を参照の上、個々の状況により判断されたい。
24	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書には、別紙1「平成31年度地域若者サポートステーション事業実施計画」を添付することとなっているが、その様式は添付されていないのではないか。	委託事業実施計画書に添付する別紙1「平成31年度地域若者サポートステーション事業実施計画」については、落札者から提出された提案書（表紙を除く）について、技術審査委員会での議論等を踏まえて必要な修正を行った上で、当該資料を別紙1「平成31年度地域若者サポートステーション事業実施計画」として添付していただく予定である。
25	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書に添付する別紙2「平成31年度地域若者サポートステーション事業積算内訳明細」の不要な行の削除、記号の変更を行っていいか。	本様式の積算内訳の項目は例として示しているものであるため、適宜修正して差し支えない
26	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1別紙2 積算内訳明細】 積算内訳書は、落札後に提出する「委託事業実施計画書」の別紙2として提出するものという理解の下、入札時の提案書及び添付資料としては、提出しないという事でもいいか。	委託要綱別添1「委託事業実施計画書」別紙2「平成31年度地域若者サポートステーション事業積算内訳明細」については、貴見のとおり、入札時の提案書及び添付資料として提出を求めるものではないが、入札書に記載する入札額を積算する時点で、本様式を活用するなど、適切な積算を行っていただきたい。
27	1応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添2様式第13号・委託費積算報告書】 別紙の「②流用額」とは何を想定しているのか。	本事業は、区分をまたぐ経費の流用を認めていないので、本様式の「②流用額」には全て「0」を、「③流用後の委託費の額」には「①委託費の額」と同額を記載していただくこととなる。
28	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の実施地域一覧に示されている事業規模のランクを変更して入札することは可能か。	事業規模（等級）は所与の条件であり、変更して提案することは認めない。
29	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の実施地域一覧に示されている「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」や「若年無業者等集中訓練プログラム事業」の実施の有無を変更して入札することは可能か。	「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」及び「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施することとされている（「○」が付されている）場合は、これらに係る提案がなされない場合は、仕様を満たした提案とは言えず、採用されないこととなるため、必ず提案すること。 一方、これら実施することとされていない（「○」が付されていない）場合は、平成31年度においては実施しないため、提案しないこと。
30	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 仕様書別表1の実施地域一覧において常設サテライトに位置付けられている地域に相談支援窓口を設置し、相談支援窓口に位置づけられている地域に常設サテライトを設置すること（相談支援窓口と常設サテライト窓口の入替）は可能か。	仕様書第2の2において「地域の実情に応じて、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を入れ替えることも可能」としているため、参加を希望する調達番号における対象地域が過不足なくカバーされることを前提に、相談支援窓口と常設サテライト窓口の対象地域を適宜変更して提案しても差し支えない。

NO	種別	質問内容	回答
31	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】</p> <p>仕様書別表1の実施地域一覧における常設サテライトの対象地域について、例えば●●常設サテライトと記載がある分について、必ず●●市に設置しないとイケないのか、対象地域内の他の市でも構わないのか。</p> <p>※●●は同一の地名</p>	<p>サポステ名称及び常設サテライトの名称については、地域を示すために便宜的に設定したものであり、必ずしも名称に使用されている地域名と同じ市に設置しなければならないものではなく、あくまでも対象地域内に設置すれば足りる。</p>
32	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の5 支援対象者】</p> <p>平成30年度において「就職氷河期無業者総合サポートプログラム」を実施しており、40歳代の登録者がいるが、平成31年度以降は支援を継続することができないのか。また、31年度以降は39歳までの支援に戻ると、これまで説明してきた関係者からの反発が予想されるため、今後も40代前半まで登録できる形が望ましいと考えるが、可能か。</p>	<p>支援対象者はの年齢は原則15歳から39歳としているが、就職氷河期無業者総合サポートプログラムの対象として既に登録している支援対象者については、31年度以降も引き続き支援を継続して差し支えない。また、39歳までの既登録者が支援期間中に40歳に至った場合においても同様とする。</p> <p>一方で、31年度以降に40歳以上の者を新規に登録することは「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」対象となる場合に限る。就職氷河期無業者総合サポートプログラムは時限のモデル的事業であることにご理解いただきたい。</p>
33	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の5 支援対象者】※就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム実施箇所のみ</p> <p>就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムの支援対象年齢が「概ね40代半ばまで」となっているが仮に生活困窮者支援事業の連携先自治体側から「40代後半の利用者で、サポステでの支援もお願いしたい人がいる」などの依頼があれば、40代後半でもサポステでの登録が可能と解釈して宜しいでしょうか？</p>	<p>貴見のとおり、対象年齢は幅を持たせて設定することが可能。ただし、本プログラムの目的に鑑み年齢の上限を44歳未満とすることは認められない。</p>
34	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の6（3）イ地方公共団体の推薦】</p> <p>地方公共団体の推薦を必須としないのであれば、推薦を受けることの意義はなにか。</p>	<p>一般競争入札に移行するにあたって、地方公共団体の推薦を必須とすることは、競争参加の阻害要因となることから、必須とはしないこととするもの。ただし、地方公共団体との連携確保の観点、地方公共団体における委託先選定の観点から、推薦を行うかどうかの判断は各地方公共団体に委ねられているため、まずは各地方公共団体に推薦の有無及び各地方公共団体による支援の有無等について各地方公共団体に問い合わせをしていただきたい。</p>
35	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第2の1（2）相談支援窓口の設置】</p> <p>相談支援窓口の設置について、利用のしやすさや交通至便な施設を考慮した上で、自前事務所の一部スペースを窓口として設置する事は可能か。</p>	<p>提案者の自前事務所のスペースを活用して窓口を設置することは差し支えない。</p>
36	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第2の1（3）相談支援窓口の設置】</p> <p>サポステ名称は漢字表記でなくてはならないのか。</p>	<p>公示に際しては、「○○地域に設置するサポートステーション」であることを概念として示したものであり、実際の設置に際しては、利用者の利用しやすさ等を勘案の上、平仮名表記とすることは差し支えない。</p>
37	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第2の1（6）相談支援窓口の設置】</p> <p>PCは、スタッフ2人につき1台程度とあるが、非常勤職員も含めた実際のスタッフ数で考えるのか。</p>	<p>PCの設置に関しては、あくまでも目安として示しているものであり、適宜必要な台数を設置されたい。</p>
38	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第2の1（7）、第2の2（7）相談支援窓口の設置】</p> <p>相談支援窓口及び常設サテライト窓口には、IT（ビデオ通話等）を活用することにより、本人確認を行った上で、相対相談と同等の相談が可能な環境を整備することが望ましいとあるが、具体的に、どのような環境を整備する必要があるのか。</p>	<p>例えば、サポステにおけるカメラ付きPCと利用者のカメラ付き携帯電話、スマートフォンによるSNSを活用したビデオ通話により、相互に表情を確認しながら、相談が可能な環境を想定している。機能・セキュリティ等の観点から、有料版を使用する場合は、当該費用については委託費の支出対象経費とする。なお、SNSの有料版に係る使用料については、基盤的支援メニューに属する経費として支出すること。</p> <p>カメラ・マイク等のパソコンの周辺機器については、原則として賃貸借契約により調達すること。</p> <p>また、通常業務用を使用するパソコンとは別に、タブレットにより対応する方法も可能であり、その場合、タブレット本体は賃貸借契約により、通話等の通信料は通信運搬費として支出することも考えられる。</p>

NO	種別	質問内容	回答
39	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の1（8）相談支援窓口】 上位サポステ（本部）の相談所は場所の関係上、職員が座れる座席数が限られるため、仕様書で示されている想定数の職員が居座ることが出来ない。（県の指示により決まっている相談場所なので、場所を変える事は不可能） 上位サポステ（本部）の人員を仕様書の想定より減らす代わりに、常設サテライトの人員を仕様書の想定より増やす事は可能か？	配置人数はあくまでも目安であるので、地域の実情に応じて適宜変更して差し支えない。
40	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の2 常設サテライト窓口】 地域の実情に応じて、サテライト設置自治体とも協議の上、週3日程度かつ5時間程度のサテライトを設置したとして実績が上がらないと判断された時、常設サテライトを常設ではなく出張相談という形に変更することは可能か。	常設サテライトを設置するとされている地域においては、常設サテライトの設置を前提とした提案を行い、まずは、目標達成に向けた努力を行っていただきたい。その上で、実績が上がらない場合には、厚生労働省及び労働局（委託者）と協議の上、出張相談に切り替える等の代替案について検討することとしたい。
41	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の2 常設サテライト窓口】 常設サテライトについては、少なくとも週3日程度かつ1日5時間程度の開所時間を確保するものとされているが、地域の実情に応じて、開所時間を変更していいか。	常設サテライト窓口は、仕様書に定める要件を満たせば足りるため、地域の実情に応じて、例えば、週5日、一日7時間程度の通常の相談支援窓口と同程度の開所時間を設定することは差し支えない。特に、相談支援窓口から常設サテライト窓口に変更する場合は、行政サービスの低下につながるよう現行の開所時間を考慮した開所時間を設定いただきたい。
42	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の2 常設サテライト窓口の設置】 週3日の一日5時間の常設サテライト窓口として開所した場合、地代家賃やその他の経費は按分扱いとするのか。	何と按分するのが明らかではないが、仮に、常設サテライト窓口を設置するために施設を賃貸し、常設サテライト窓口を開所しない日・時間を活用して当該施設でサポステ以外の事業を行う場合には、当然、当該他の事業と按分すべきである。一方、仮に常設サテライト窓口を開所しない日・時間があつたとしても、当該施設を専らサポステ事業のみに使用している場合には、その経費の全額を委託費から支弁することが可能である。
43	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーターは、受託団体の他の事業を兼務してもいいのか。	仕様書に定める総括コーディネーターとしての役割を果たすことができるのであれば、必ずしも専任である必要はない。
44	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーター配置の条件について、受託団体の理事長、もしくはセンター長が、総括コーディネーターとなることは可能か。その際、人件費について①受託団体ですべて、負担する。②受託団体と、サポステ事業で按分する。③サポステ事業すべて、負担する。ということが考えられるが、どこまで委託費からの支弁が可能か。	受託団体の理事長が総括コーディネーター又はキャリアコンサルタント等のスタッフとして勤務することは可能。ただし、理事長は事業主であるため、通常の労働者に認められる年次有給休暇や超過勤務といった概念はないものと考えられるので留意すること。なお、人件費については、現に総括コーディネーターとして業務に従事した部分に係る人件費のみ委託費から支弁することができる。
45	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーターがキャリアコンサルタント資格を所有している場合、キャリア形成支援等の相談員として、業務を行ってもいいか。	総括コーディネーターとなる者がキャリアコンサルタント資格を有している場合は、当然、キャリア形成支援等を行う者として相談業務を行うことは差し支えない。
46	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 上記に関連して、団体理事（役員）が総括コーディネーターとなる場合はどうか。	通常、役員は労働者には該当しないが、通常の労働者と同じように賃金が支払われる場合には、労働者性が認められる場合がある（いわゆる「使用人兼務役員」）。この場合、労働基準法（年次有給休暇や深夜残業の割増賃金）の適用、雇用保険への加入などが発生することとなるので留意すること。
47	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーターの人件費は、「基盤的支援メニュー」で措置することとなっているが、総括コーディネーターは、実践的支援メニューの業務には従事できないということか。	総括コーディネーターの配置に係る経費については基盤的支援メニューにかかる経費により措置するとされているが、総括コーディネーターは、サポステ事業の責任者として、当然に全ての業務に携わることができるものであること。
48	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 上記に関連して、団体理事長又は役員が総括コーディネーター以外のスタッフとして勤務することは可能か。	団体理事長又は役員が総括コーディネーター以外の職に就くことは差し支えないが、本事業における業務責任者はあくまでも総括コーディネーターであるため、労働局や厚生労働省との連絡調整、業務上の指揮命令系統に支障のないよう留意すること。
49	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員・キャリアコンサルタント及び情報管理員の配置数については、月●人日と標記されているが、実際には何人配置すればいいのか。	例えば月140人日（Sの場合）とあるのは、当該業務に関して、月140日分の業務量が見込まれるというものであり、当該業務量をまかなえるのに必要な職員の数を計上されたい。なお、職員は必ずしも常勤である必要はなく、例えば、月20日勤務の常勤職員と、月10日勤務の非常勤職員を組み合わせるなど、実態に即して配置されたい。

NO	種別	質問内容	回答
50	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談支援員・キャリアコンサルタントの配置数については、基盤的支援担当分と実践的支援担当分の内訳が示されているが、この内訳は変更してもいいか。	配置数はあくまでも目安であるため、必ずしも内訳の変更を認めないものではないが、基盤的支援担当分は一般会計と雇用勘定の折半により措置し、実践的支援担当分は雇用勘定により措置することから、基盤的支援担当分の配置数が増える場合、一般会計の予算額を超過する恐れがある。このため、落札決定後、一般会計と雇用勘定の内訳の調整を行う可能性があるのご留意いただきたい。
51	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 相談員・キャリアコンサルタントの配置数を、基準より多い又は少ない人数とすることは可能か。	配置数の基準はあくまでも目安であるため、地域の実情に応じて、基準よりも多い又は少ない人数としても差し支えない。なお、言うまでもなく、一般的には配置数が多くなれば予定価格を超過する可能性も高くなるので注意が必要であること。
52	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 本体サポステと常設サテライトのスタッフの兼務は可能か。	可能である。
53	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3（2）相談支援員・キャリアコンサルタント】 【総括コーディネーターがキャリアコンサルタントである場合を除き、・・・少なくとも1名はキャリアコンサルタントとすること。】とあるが、総括コーディネーターがキャリアコンサルタントである場合は、相談支援窓口及び常設サテライト窓口にキャリアコンサルタントを配置しなくてもよいという理解でよいか。 その場合、総括コーディネーターが支援メニューに携わらないとしても、キャリアコンサルタントを配置しなくてもよいという理解でよいか。	競争参加資格としては、調達番号（事業実施地域）の単位で、キャリアコンサルタント資格を有する者を配置することであり、キャリアコンサルタント資格を有する総括コーディネーターを配置する時点で要件を満たすこととなる。 つまり、総括コーディネーターがキャリアコンサルティング資格を有するにも関わらず支援メニューに携わらない場合にキャリアコンサルタントを配置しない又は常設サテライトにはキャリアコンサルタントを配置しないとした場合であっても競争参加資格上問題はないため、本事業を実施する上でのキャリアコンサルタントの配置の必要性を適切に判断した上で提案されたい。
54	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2 その他】 サポートステーションの受託実施責任者としての所長の就任は、必須でなくてもいいか。	本事業における責任者は、「総括コーディネーター」であり、必ずしも受託実施責任者としての所長の配置は求めていない。
55	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	【仕様書第2の3 その他】 現在、サポステを設置している市の自主事業として、サポステ利用者を包括する対象者に対し、複数の支援機関（サポステ含む）と協力して自立支援プログラムを実施している。平成31年度にサポステ事業がある事を前提として、引き続き複数の関係機関による自立支援プログラムを実施する予定である場合、自主事業の利用者の大半がサポステ利用者である事を考慮し、連携強化や情報の共有などを円滑化の観点から、市の職員をプログラムのコーディネーターとしてサポステ事務所に配置することは可能か。 また、そのような運営を行う上での留意点はあるか。	①市の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、市との連携確保の観点から当該コーディネーターに係る事務所スペースや机等の備品を使用させることは問題ないものとする。 ②市から委託を受けた他の団体の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、当該コーディネーターに係る事務所スペースや机等の備品に係る費用は当該他の団体に負担させるべきものとする。
56	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の2 サポステによる支援を希望する者の登録】 対象地域が定められているが、地域の実情から、隣の県より利用希望者が来所した場合、登録は可能か。	対象地域については、あくまでもサポステが主体となって活動する際の範囲を定めたものであり、対象地域外の対象者が支援を求める場合には、その利用を拒むものではない。
57	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3（2）職業的自立支援プログラムに基づく支援の実施】 「自己を知ることに関するメニュー」として、 (e)生活習慣の改善 (f)身だしなみ とあるが、それぞれどのような内容を想定しているのか。	(e)生活習慣の改善は、夜型の生活リズムの改善等、就職活動を行うために必要な規則正しい生活習慣を身につけるためのプログラムを想定している。 (f)身だしなみは、就職活動（面接等）の際に求められる服装、髪型、清潔感等を身につけるためのプログラムを想定している。
58	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3（2）ア（ア）基本プログラム】 仕様書第3の3（2）ア（ア）cとdについて、違いを具体的に教えていただきたい。	仕様書第3の3（2）ア（ア）c「職業の世界を知ることに関するメニュー」は、地方公共団体が措置する職業ふれあい事業として行う職場見学や、ジョブトレーニングとして行う職場体験といったプログラムを想定している。 一方、仕様書第3の3（2）ア（ア）d「その他」は、民間企業等がCSR事業として無償で提供するプログラム（パソコン講座や就職支援プログラム）を活用した取り組みや、仕様書第3の3（2）ア（ア）a～cに該当しないが、民間企業と連携した取り組み（例えば商店街とタイアップした取組等）があれば記載されたい。

NO	種別	質問内容	回答
59	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3（2）ア（イ） 高校中退者等アウトリーチプログラム】 定時制・通信制高校に在学する生徒に対する支援についての記述があるが、学校教育の妨げとならないよう、学校にてサポステへの誘導を図るためにアウトリーチ型の支援をすることは可能か。	仕様書第3の3（2）ア（イ）fにあるとおり、留意すべき事項を踏まえた上で、定時制・通信制高校に在学する生徒に対する支援を行うことは可能であり、そのための支援手法として、アウトリーチ型の相談支援を行うことは問題ない。
60	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3(3)サポステ登録者情報等の管理】 Dynamics365について、1 ライセンスまでは委託費から支出することができ、追加ライセンスからは委託費から支出できないということで間違いはないか。	貴見のとおり。
61	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3(3)サポステ登録者情報等の管理】 Dynamics365について、常設サテライトを設置することとなっている対象地域においては、ライセンス及びP Cが常設サテライトの分も必要になるということか。	Dynamics365の利用に当たっては、1 端末あたり1 ライセンスが必要となるため、常設サテライトを設置している法人については、1 サポステ1 ライセンス、1 サテライト1 ライセンスの合計2 ライセンスが必要になる。ライセンスは中央センターより1 サポステ1 ライセンスの配布を行うこととしており、当該サポステにはサテライトも含まれるため、サポステ、サテライトの両施設につき、1 ライセンスずつを配布することになる。（※）P Cにおいてもサポステ、サテライトの両施設につき、1 台ずつ用意頂く必要がある。 ※例えば、サポステ1 箇所とサテライト2 箇所を設置している法人の場合、サポステに1 ライセンス、サテライト毎に1 ライセンスずつの合計3 ライセンスを配布する。この場合、P Cもサポステに1 台、サテライト毎に1 台ずつ用意頂く必要がある。なお、各サポステ及び各サテライトにて上記1 ライセンス以外に、追加のライセンスを希望される場合の追加ライセンス分の費用は委託費からの支出は認められないため、受託者負担となる。（各サポステ及び各サテライト施設内で同時に2 台のP Cを起動して作業する場合は2 ライセンスが必要となる。）
62	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3(3)サポステ登録者情報等の管理】 上記に関連して、これまで使用していた「ファイルメーカーPro」のライセンス料は、来年度の委託費から支出することは可能か。	31年度以降の委託費からファイルメーカーProのライセンス料を支出することはできない。
63	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3（2） 職業的自立支援プログラムに基づく支援の実施】 国事業と自治体事業のプログラムが重複している場合、どちらの事業でプログラムを実施するかは、サポステが判断して良いのか。 例えば、自治体事業の方が充実している為、国事業でのプログラム実施は行わず、全て自治体事業でのプログラム実施をすることは可能か。	地方公共団体においてプログラムの実施に関する事業が措置され、当該地方公共団体から委託を受ける場合は、当該委託契約の内容を踏まえつつ、原則として、当該地方公共団体の事業によるプログラムを優先して実施されたい。 ただし、プログラムの内容から判断して、地方公共団体との委託契約では認められない内容のものであって、国の委託費から支弁することが適当である内容のプログラム経費について国の委託費から支弁して差し支えない。 なお、同一内容のプログラムを複数回実施するような場合には、1 回目は国、2 回目は地方公共団体、3 回目は国のように、どちらの事業から支出するのかについての根拠や判断が不明瞭な状態になることは避け、あくまでも地方公共団体との委託契約の内容やプログラムの内容に応じて、国の事業又は地方公共団体の事業のいずれの事業として実施するかを判断されたい。
64	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3（5） 留意事項】 最終来所日から6か月を超えてから就職した者については、就職件数にカウントは出来ないということか。	最終相談支援日から6か月を超えてから就職した者については、原則として、就職件数にはカウントしないこと。 ただし、最終相談支援日から6か月経過している場合であっても、当該最終相談支援日が事業実施期間内であり、かつ、必要な書類を添えて就職決定届が提出された場合は、就職件数にカウントできる場合があるので、中央センターに連絡されたい。
65	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の3(5)留意事項】 法人の実施する事業にサポステ登録者が雇用保険適用者として就職した場合、就職者として実績カウントできますでしょうか。	法人の自主事業等に就職する場合は、「期間の定めのない雇用」により就職する場合は、就職実績としてカウントするは差し支えない。 なお、「期間の定めのある雇用」として一時的に雇用することまでを妨げるものではないが、本事業の就職実績としてカウントすることは、就職件数の水増しとの疑惑を招きかねないことから認めない。また、「期間の定めのない雇用」が否かに関わらず、サポステ事業に従事させる（国の委託費から給与を支弁する）ことは認めない。
66	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4 職場体験プログラム】 地方公共団体が措置する「ジョブトレーニング」と国が措置する「職場体験プログラム」の違いは何か。	職場体験プログラムにおける職場体験は、1週間以上3か月以下のものとしており、1週間を超える職場体験が職場体験プログラムの対象となりうる。 一方、地方公共団体が措置するジョブトレーニングは、比較的短期の職場体験を想定しているものである。

NO	種別	質問内容	回答
67	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（2）職場体験プログラム】 職場体験の目安人数が指定されているが、地域の実情を考慮して計画する職場体験の受け入れの人数を減らすことは可能か。	地域の実情に応じて受け入れ人数を減らすことは差し支えないが、全国のサポステ（常設サテライトを除く）で実施することの趣旨及び受け入れ人数が過少な場合には技術点にも影響することを理解した上で、提案されたい。
68	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（3）職場体験プログラム】 「ジョブトレーニング」は短期間（概ね1週間以内）とあり、「職場体験プログラム」は週当たり20時間以上40時間以下とあるが、これまでのジョブトレーニングの取り組みにおいては1日3～4時間を週3日程度×1ヶ月～3ヶ月が最も一般的（※）であるが、この場合、ジョブトレーニングにも職場体験プログラムにも該当しないこととなるが、どのような考えるべきか。 ※本人側の体力面やメンタル面、交通費等の負担及び事業所側の負担などからこれくらいの頻度が最も多い。	ジョブトレについては、必ずしも1週間以内である必要はなく、職場体験プログラム（1週間以上3か月以下）との区別の観点から「概ね1週間以内」としたものであるが、例えば1週間を超えるものであっても、週20時間に満たないものについては、ジョブトレーニングに位置づけることは可能であると考え。お尋ねのケースについても、地方公共団体が措置するジョブトレーニングが、1日3～4時間、週3日、1か月～3か月のものを対象とするのであれば、提案書においてジョブトレーニングの取組として提案することとして差し支えない。職場体験プログラムについては、第5週目以降に週当たり20時間を超えることを前提に「慣らし期間」を設けることも可能であるので、有効に活用されたい。
69	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（3）職場体験プログラムの実施】 職場体験プログラムに登録いただいた事業者向けにセミナーや体験カウンセリングを無料で提供しようと思っているが、そのための講師謝金等を予算化することを含めて、実施することは可能か。	職場体験プログラム実施事業者に対して、カウンセリング相談を行うことは、職場体験プログラム期間中又は修了後のフォローアップの一環として実施可能である。 また、職場体験プログラムを実施するための実施計画の策定に際し、職場体験プログラムを実施する上での不安・懸念を払拭するためのカウンセリングを行うことも可能である。ただし、例えば、職場体験プログラムを実施していないが、今後、実施してもいいという事業者に対してまで広く無料カウンセリングを行うという趣旨であれば、そのための経費を予算化（支出対象経費）とすることは認められない。 ※無料でカウンセリングを行うことを禁止するものではないが、支出対象経費としては認めないという趣旨。
70	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（5）職場体験プログラム】 当法人が行うジョブトレーニングでは、本人が怪我をした時の傷害保険と、事業所側に損害を与えた場合の保険に加入しているが、職場体験プログラムにおいても別途中央センターの保険手続きを行う必要があるが、非常に手間がかかるため、現在加入している保険を適用しているか。	職場体験プログラムにおける障害・賠償責任保険については、若者自立支援中央センターが保険会社との包括契約により行っており、可能な限り母集団は大きく、保険制度の安定性を確保する必要がある。 このため、提案法人が独自に保険に加入することを妨げるものではないが、少なくとも、サポステ事業の職場体験プログラムについては、所定の傷害・賠償責任保険に加入させる必要がある。
71	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4（8）職場体験プログラム】 職場体験プログラムは、「若年無業者集中訓練プログラムと連結した一連のプログラムとして計画・実施することも可能」とされているが、集中訓練プログラムで行う職場体験について、受け入れ謝金を支払うことが可能ということか。	集中訓練プログラムのプログラム期間中に実施する職場体験が、職場体験プログラムの要件を満たす場合には、職場体験プログラム実施事業主に対する職場体験プログラム協力謝金を支給することが可能という趣旨である。
72	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の4 職場体験プログラム】 「常設サテライト窓口では、職場体験プログラムは実施しないため、常設サテライト窓口が属する上位のサポステの相談支援窓口に配置する相談支援員・キャリアコンサルタントが兼務すること。」とあるが、「実施しない」という文言をどの程度の範囲で認識しておけばいいか。具体的には、 *常設サテライトのみを利用している若者には、職場体験プログラムを実施しないということか。 *常設サテライトのみに勤務するスタッフは、職場体験プログラムに係わる事ができないということか。	業務効率化の観点から、常設サテライト窓口においては、職場体験プログラムに従事するスタッフは配置せずに、上位サポステに配置する相談支援員・キャリアコンサルタントが兼務することにより、上位サポステに集約して実施するという趣旨である。しかしながら、常設サテライト窓口において、上位サポステが行う職場体験プログラムへの誘導等、一定程度当該業務が発生することも見込まれるので、常設サテライトのみに勤務するスタッフが職場体験プログラムに関する業務に一切関わることができないというものではない。なお、常設サテライトのみを利用している若者の職場体験プログラムは、上位サポステにおいて実施すること。
73	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の5（1）定着・ステップアッププログラム】 新規団体の場合、定着・ステップアッププログラムの対象者は、平成31年度に就職した者のみが対象となるのか。	前任者から引き継いだサポステ卒業者（過年度に就職した者）についても、支援対象者となる。
74	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の5（2）定着・ステップアッププログラム】 定着・ステップアッププログラムで行うパソコンスキル上級者向けのものとは、Excel、Wordの上級編でもいいのか	Excel、Wordの上級編という認識で差し支えない。このほか、PowerPointやAccessなどが考えられる。

NO	種別	質問内容	回答
75	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の5（3）定着・ステップアッププログラム】 仕様書において「過年度における就職者であって、事業実施期間中に定着・ステップアップ支援を希望する者も含まれる」とあるが、就職後6か月利用がなく、7か月目以降に在職している状況で定着・ステップ支援を希望された場合も含むのか。	サポステの支援を受けて就職した者については、就職後6か月間利用がなく、7か月目以降に在職している状況で定着・ステッププログラムによる支援を希望した場合も、支援対象に含むものとする。
76	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の7（1）地域における若者支援機関等関係機関とのネットワークの構築及び維持】 仕様書において「既に地方公共団体が主体となって構築しているネットワーク等がある場合、当該ネットワークを活用することを妨げるものではないこと」とあるが、サポステ主体のネットワーク会議を実施することは必須ではないという理解でよいか。	ご質問のとおり、既に構築されているネットワーク等を活用することによって、定期的なネットワーク会議を開催するなど担当者レベルでの恒常的な連携が図られるのであれば、新たにサポステ主体の会議を開催する必要はない。
77	4 集中訓練プログラム事業（仕様書第4関係）	【仕様書第4の4（2）ウ プログラム規模】 1プログラムの支援対象者は2人から10人までとなり、支援対象者が1名の場合のみは、次回開催時期まで待つことになるが、1名のみの開催又は途中参加を可能とするなどの措置はないのか。	集中訓練プログラム事業は、複数名による共同生活を行う合宿生活を取り入れることによって、生活規律の向上が期待されるものであることに加え、プログラム時間外に行われるコミュニケーションが、コミュニケーション能力の向上や自己効力感の向上に大きな効果が期待される。このため、本プログラムは複数名により実施することとしているものである。 また、途中参加の可否については、プログラム開始1か月以内に行われる合宿が開始されるまでの間は途中参加が認められている。
78	4 集中訓練プログラム事業（仕様書第4関係）	【仕様書第4の3 若年無業者等集中訓練プログラム事業】 対象人員の目安について記載されているが、たとえば事業規模「C」の場合 20人月とあるが、具体的な実施人数は何人となるのか。	「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する場合」における20人月とは、例1）2か月間のプログラムの場合は10人分（20人月÷2月＝10人）例2）4か月間のプログラムの場合は5人分（20人月÷4月＝5人）という意味であり、プログラム期間のうち、合宿期間をどの程度設けるのかにより、実施可能な人数は大きく異なることに留意する必要がある。 なお、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する場合」とは、1人1月あたりの事業費が10万円（基本事業費6万円＋合宿事業費4万円）であることを踏まえて設定しているものであるため、この点を考慮の上、提案書を作成されたい。
79	4 集中訓練プログラム事業（仕様書第4関係）	【仕様書第4の3 若年無業者等集中訓練プログラム事業】 対象人員について、最低でも括弧内に示す対象人員を見込むこととされているが、この場合の「対象人員」とは、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する」必要があるのか。	最低限確保すべき対象人員については、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿形式により実施する」必要はない。合宿形式による訓練実施期間の長短に関わらず、あくまでもプログラム期間をベースに検討すること。例えば、最低限の対象人員が10人月とされている場合は、1か月間のプログラム期間で実施するのであれば10人分の枠を、2か月間のプログラム期間で実施するのであれば5人分の枠を確保した提案を行う必要がある。
80	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の1 共通事項】 各区分間での経費の流用は認められないので留意することとあるが、基盤的支援メニューと実践的支援メニューとの間の経費の流用はできないということか。	委託契約書別紙「委託費交付内訳」に示している区分を跨ぐ流用は認めない。このため、同じ「体制費（人件費）」内であっても、基盤的支援メニューと実践的支援メニューとの間の流用も認められない。基盤的支援メニューは一般会計と雇用勘定の折半により措置、実践的支援メニューは雇用勘定より措置することとなるため、この間の経費の流用（特に、実践的支援メニューから基盤的支援メニューへの流用）を認めると、一般会計の支出額が予算額を超過してしまう恐れがあるため、ご理解いただきたい。なお、経費の内訳の変更が必要な場合は、委託契約書第6条の規定に基づき、あらかじめ委託事業変更承認申請書を提出の上、労働局と協議されたい。
81	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（1）体制費】 当団体の規定では理事長職に対する報酬がないため、総括コーディネーターに、理事長（社会福祉士）がなる場合、サポステの経費から給与を支給することとしてよいか。	実際に総括コーディネーターが行うべき業務に従事している場合は、当該業務に従事していることが明らかな部分について国の委託費から給与を支給することは差し支えない。ただし、理事長などの法人代表者は、事業主であって労働者ではないため、超過勤務や年次有給休暇に係る人件費は、国の委託費では措置しない。
82	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（1）体制費】 同一の相談支援員が、同じ日に「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の両方の業務に従事した場合は、それぞれの業務に従事した時間数に応じて人件費を按分するという考え方でよいか。	ご質問のとおり、同一の相談支援員が、同じ日に両方の業務に従事する場合は、それぞれの業務に要した時間等により適切に按分すること。

NO	種別	質問内容	回答
83	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (1) 体制費】 同一の相談支援員が、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の両方に従事する予定である場合、それぞれの業務に従事する見込みの時間の割合で按分することになるが、健康保険料・厚生年金保険料について、以下の考え方により積算していいか。 正：月額給与額の標準報酬月額に基づいて保険料を算出した上で、当該保険料を、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の従事割合により按分する。 誤：月額給与額を、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の従事割合により按分し、当該給与額の標準報酬月額により「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」のそれぞれの保険料を算出する。</p>	<p>ご質問のとおり、健康保険料や厚生年金保険料については、まず給与の月額に応じた標準報酬月額により保険料を算出した上で、当該保険料を適切な割合で按分することにより「基盤的支援メニューに属する経費」として計上する保険料、「実践的支援メニューに属する経費」として計上する保険料をそれぞれ算出されたい。</p>
84	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (1) ア人件費】 総括コーディネーター、相談支援員、キャリアコンサルタント、情報管理員に係る人件費の基準となるような単価（月給、時給等）はあるか。</p>	<p>地域の実情や社会通念に照らして判断されたい。</p>
85	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (1) ア人件費】 退職手当積立金に関し、独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度への加入は認められるか。</p>	<p>認められるので、根拠資料として、掛け金の額が分かる資料等を整備されたい。</p>
86	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (1) ア人件費】 入札説明会に参加するための旅費や提案書を作成する職員の人件費は事業費に計上していいか。</p>	<p>入札説明会に参加するための旅費や、提案書を作成するための人件費等の諸費用については、提案者の負担となるため、当該経費は計上しないこと。</p>
87	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (1) ア人件費】 常設サテライトにおいて、該当地域での展開をスムーズにするために、地域団体との協働を考え、職員の出向によって人員を賄うことを検討している。 ただし、週3日開設の常設サテライトでは、常勤職員であれば、週3日を出向先で、残り週2日を出向元で就業することも想定される。それぞれの日数の契約に基づけば、合計では週30時間を超えるものの、各々では週30時間に満たず、社会保険料に関して出向職員が不利益を被る可能性がある。 そのため、社会保険料等を含む広義の人件費を日数で按分し、出向元に負担金支出をする形で、人件費を計上することは可能か。</p>	<p>可能である。 ただし、出向元に対し負担金を拠出する根拠や金額、出向元が負担する人件費の範囲（日数、時間等）について、出向先（提案団体）と出向元（地域の団体）との間で、書面による出向契約を締結することにより、証拠書類を整えておくこと。</p>
88	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ア旅費】 出張の日当（出張手当）については、原則2,600円までとあるが、原則とはどういう意味か。</p>	<p>提案団体における旅費規程等により日当の額が既に定められている場合であって、当該出張の必要性について合理的な説明ができる場合には、事前に労働局に協議の上、2,600円を超える日当を認めることがあり得るものと考えている。</p>
89	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ア旅費】 業務上、スタッフの自家用車を使用する場合、借り上げ契約を締結の上、月額使用料を支払うことは可能か。</p>	<p>個人所有の自家用車を借り上げる場合、各種書類が整備されている場合に限り、1kmあたり37円を上限として車両運行旅費を支出対象経費として認めているが、これは借り上げ車両に係る減価償却費を含めたものである。このため、スタッフの自家用車を借り上げた場合に、車両運行旅費とは別に借り上げ料を支払うことは認めない。</p>
90	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ア旅費】 職場体験プログラム対象者への交通費を支給することは可能か。 認められない場合、例えば、地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」の予算から支出することは可能か。</p>	<p>職場体験プログラム対象者に対する交通費については、支出対象経費とは認めないので留意すること。地方公共団体が措置する事項の「職業ふれあい事業」又は「ジョブトレ」の予算からの支出が可能かどうかは、地方公共団体に確認されたい。 なお、地方公共団体が措置する事項の予算からの支出が可能である場合であっても、入札額の見積りに際しては、当該費用は計上しないこと。</p>

NO	種別	質問内容	回答
91	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ア旅費】 旅費について、基盤的支援メニューに属する経費は「該当なし」となっているが、総括コーディネーターのネットワーク構築等の旅費は、実践的支援メニューに属する経費から支出するという理解でよいか。 また、基盤的支援メニューにのみ従事する総括コーディネーター以外の相談支援員・キャリアコンサルタントに係る旅費は支出できないということか。</p>	<p>旅費について、「基盤的支援メニューに属する経費」は「該当なし」としているのは、基盤的支援メニューに従事する相談支援員等に係る旅費は支出対象経費とはならないという趣旨ではなく、本事業に係る旅費については全て「実践的支援メニューに属する経費」として支出（折半ではなく全額雇用勘定で支出）するという趣旨である。よって、総括コーディネーターのネットワーク構築等の旅費はもとより、基盤的支援メニューに関する業務に従事する相談支援員等に係る旅費についても「実践的支援メニューに属する経費」として支出することとなる。</p>
92	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ア旅費】 集中訓練プログラムでは職場実習実施場所への移動交通費について記載されているが、職場体験プログラムでの参加者の移動交通費は措置されないのか。</p>	<p>職場体験プログラム参加者に対する、職場体験先事業所までの移動交通費については措置しない。 なお、ご質問の集中訓練プログラムにおける職場実習実施場所への移動交通費については、「サボステや合宿施設から職場実習実施場所までの集団での移動に要する交通費であり、参加者の自宅から職場実習実施場所までの移動交通費ではない」としており、職場体験プログラムにおける移動交通費とは性格が異なるものである。</p>
93	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) ウ印刷製本費】 印刷製本費については、基盤的支援メニューに属する経費は該当なしとされているが、例えば、サボステ案内用リーフレットは、基盤的支援メニューに属する経費ではなく、実践的支援メニューに属する経費として計上するという考えでいいか。</p>	<p>貴見のとおり、印刷製本費は、すべて実践的支援メニューに属する経費として整理しており、雇用勘定により支弁することとなる。</p>
94	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) エ通信運搬費】 事業内容 (仕様) の変更等に伴いホームページの追加、修正等を行う場合の経費は「実践的支援メニューに属する経費」の印刷製本費 (例えば周知、広報に必要な経費) として計上すべきか、又は通信運搬費 (例えばホームページ設置運営費) に計上すべきか。</p>	<p>ホームページの追加、修正等を行うための経費は、「実践的支援メニューに属する経費」の「通信運搬費」として計上されたい。</p>
95	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) オ借料及び損料】 「プログラムを実施する際の外部会議室等に係る利用料は、サボステ利用者のみを対象とするプログラムに限り支出対象経費として認める」とあるが、サボステ登録の利用説明会や働くことに関するセミナーなど、これから利用が見込まれる方を対象とした場合は、外部会議室利用料は支出対象経費として認められるか。</p>	<p>プログラムとして実施する際の外部会議室利用料については、サボステ利用者のみを対象とするものに限り支出対象経費として認めるが、サボステに登録する際の不安感を解消するために事前に利用説明会を開催するなど、サボステ登録者を増加させるための取り組みや周知広報の一環と捉えることができるものについては、サボステ登録者のみを対象とするものに限らず支出対象経費として認める。 ただし、過剰に外部会議室を利用することにより、本来必要な支援が実施できなくなること、必要最低限の回数に留めること。</p>
96	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) オ借料及び損料】 事業実施に必要な設備、機器・器具及び備品については、原則として契約期間の範囲内の賃貸借契約 (リース契約、レンタル契約) により調達することとあるが、法定耐用年数未満でのリースやレンタルでは割高となってしまふ。 このため、翌年度以降本事業を落札出来なかった場合には、受託団体がリース期間等の残余期間に係る費用を負担することを前提に、本事業の契約期間を超えるリース契約等を締結してもいいか。</p>	<p>事業実施期間外に発生する経費については支出対象経費とはならないため、事業実施に必要な設備等についても契約期間の範囲内で調達することを原則としているものである。 しかしながら、次年度以降事業を受託できない場合であっても、事業実施期間外に発生する経費 (残余期間のリース料や解約料) について、受託者が負担することを前提に、受託者の責任において事業実施期間を超えてリース契約等を締結することは可能である。</p>
97	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) オ借料及び損料】 職員が保有する通勤用車両を業務用に供する場合の車両借上料は、委託費により支弁することができない経費とされているが、職場体験先の開拓等で、交通の便が悪い場所へ訪問するときなど、職員の保有する自家用車両を一時的に業務用車両として使用していいか。</p>	<p>職員の通勤用の自家用車両 (私用車) を一時的に業務用車両として使用することは差し支えないが、使用規定 (私用車借上規定) を整備するなど、適切に運用した上で、活動事務費の「旅費」の車両運行旅費として計上されたい。 なお、車両運行費用は、1kmあたり37円を上限としているが、これは、ガソリン代に加え、職員の自家用車の借り上げに係る減価償却費用を加味した単価設定であるため、これとは別に車両借上料を支弁することは認められない。</p>
98	5 事業費関係 (仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2 (2) オ借料及び損料】 ウイルス対策ソフトのライセンス料は、どの費目で計上すればいいか。</p>	<p>ウイルス対策ソフトのライセンス料については、 *PCリース料やレンタル料と一体的にウイルス対策ソフトのライセンスを取得している場合 (PCのリース料やレンタル料に、ウイルス対策ソフトのライセンス料が含まれている場合) は、基盤的支援メニューに属する経費の「借料及び損料」に計上すること。 *法人所有のPCを使用しており、別途ウイルス対策ソフトをインストールする必要がある場合など、個別にライセンスを取得する場合は、基盤的支援メニューの「その他」 (Dynamics365と同様の費目) により計上すること。</p>

NO	種別	質問内容	回答
99	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ借料及び損料】 コピー機のカウン料は、どの費目で計上すればいいか。	コピー料金について、カウンター保守契約を締結している場合のカウンター料金は、基盤的支援メニューに属する経費の「借料及び損料」（保守料）として計上すること。
100	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ借料及び損料】 「実践的支援メニュー」である職場体験プログラムの体験先事業所の開拓のためにレンタカーを使用した場合、レンタカー費用は、「基盤的支援メニューに属する経費」の「本事業の実施に必要な業務用車両の借料」に該当するものとして経費を計上するのか。	「本事業の実施に必要な業務用車両の借料」については、「基盤的支援メニューに属する経費」として整理されているため、当該経費に該当する経費は、「基盤的支援メニューとして実施するプログラム」が「実践的支援メニューとして実施するプログラム」かを問わず、「基盤的支援メニューに属する経費」として計上すること。なお、他の経費についても同様の考え方である。
101	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ借料及び損料】 「利用者の自家用車両に係る駐車場借料」とあるが、利用者が車で来所した場合のコインパーキング料金を措置できるという趣旨か、それも月極で借りておくことができるという趣旨か。	サポステが入居する施設に隣接又は近隣の駐車場につき月極で借りる場合の経費については委託対象経費として認めるという趣旨である。コインパーキングを利用した際の駐車料金を、利用者本人に現金で交付することは認められない。
102	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）カ謝金】 提案者が実施する他の事業で職場体験プログラムを受け入れる場合、謝金を支払うことは可能か。	提案者が実施する他の事業への職場体験に対して、国の委託費を支出することは、国の委託費の環流との疑惑を招きかねないことから認めない。
103	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）カ謝金】 謝金に関して、次の事項は委託費の対象となるか。 ①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金（10千円の範囲内） ②職場体験プログラム実施事業所の開拓を依頼した法人・個人への謝金（10千円の範囲内）	①職場体験プログラム実施事業所との連絡会議に出席した事業所への謝金は支出対象経費とはならない。 ②職場体験プログラム事業所の開拓は、実践的支援担当の相談支援員・キャリアコンサルタントの業務であり、当該業務を第三者に依頼することは認めない（雇用契約ではなく委嘱により相談支援員・キャリアコンサルタントの業務を行う者に対する謝金の支払いは除く。）。
104	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）カ謝金】 プログラム実施経費について、地方公共団体が措置する部分以外のプログラムについては、国の事業費から支出できると考えてよろしいでしょうか。	仕様書第5の2（2）カ（ウ）cのとおり、サポステ利用者のみに対して行うプログラム経費に係る謝金については、国の事業費から支出することができる。
105	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）カ謝金】 外部講師への謝金は、税込み1万円までとなっていますが、謝金1万円とは別に交通費として、旅費規程等の車賃の実費の支払い、または、公共交通機関の運賃（領収証添付）により、旅費を支払うことは可能か。 例）謝金1万円、車賃（@25円×50km＝）1,250円合計11,250円を講師へ支払う。	あくまでも謝金としての支払いが税込1万円までであり、別途、交通費を支払うことは差し支えない。その際、旅費規程、公共交通機関の運賃（領収書添付）など、支払い額の根拠書類を整備すること。
106	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ借料及び損料】 キャリア形成支援スペース等について、賃貸借の場合、敷金・礼金も事業費に計上する事は可能か。	委託費により弁済できるものは、事業の実施にあたって真に必要なものだけに限定されているため、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料については支出対象経費とはならない。
107	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）オ借料及び損料】 仕様書に定める「常設サテライト」ではないサテライトを設置する場合、毎月の会場の借料や固定電話代等の活動事務に関する費用は本所と同様に計上して問題ないか。またその場合、経費の区分は本所に準じて計上すればいいか。	仕様書において「常設サテライト窓口」を設置することとなっていない場合であっても、必要に応じてサテライトを設置の提案する場合に、当該サテライトに係る費用を計上することは差し支えない。また、経費の区分は、本所に準じて計上されたい。
108	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）キその他】 健康診断経費が対象になっているが職員のインフルエンザ予防接種は経費対象となるか	インフルエンザ予防接種は支出対象経費とはならない。
109	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）キその他】 減価償却費の計算方法については、定額法による償却方法が示されているが、定率法による償却方法は認められるのか。	定率法による減価償却費を計上しても差し支えない。

NO	種別	質問内容	回答
110	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（3）一般管理費】 NPO法人は、（イ）公益法人における計算方法というところを考えるのか。（ウ）その他の法人における計算方法というところを考えるのか。	NPO法人の場合は、（ウ）その他の法人における計算方法によること。
111	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（3）一般管理費】 法人による計算では10%以上になるなら10%で計算するようということなのか。一般管理費の例にあるような項目のうち活用するものがあれば、そのみを計上する形でいいのか。	法人による計算の結果、一般管理費率が10%を超える場合は、10%により計上すること。 なお、一般管理費については、体制費と活動事務費を合計した額に、一般管理費率を乗じて得た額を上限に、本事業を実施する上で必要な経費であって本事業に要した経費としての抽出・特定が困難な間接経費を、委託費から支弁する認めるものであるため、一般管理費として計上する場合は、個々の経費について積算する必要はない。 ただし、間接経費として認められる経費であっても、本事業に要した経費として抽出・特定が可能な場合は、必要な経費のみを見積もって入札額に計上することとしても差し支えない。
112	5 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2 集中訓練プログラム事業】 集中訓練プログラム事業の経費はどのように見積もればいいのか。	入札額の見積もり際には、「事業費算定基準」によること。 例1) 3か月間合宿のプログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円（基本事業費6万円＋合宿事業費4万円）×3月 ×5名 例2) 1か月間合宿＋3か月間の通所プログラムを定員5名で実施する場合 → 10万円（基本事業費6万円＋合宿事業費4万円）×1月 ×5名 ＋基本事業費6万円×3月×5名
113	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の1（1）報告の種類】 各種報告については、報告様式や方法等が別途示されるという理解でいいか。	貴見のとおり、様式やその方法等については、追ってお示しする予定である。
114	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の1（1）報告の種類】 (フ)から(1)の各項目について、四半期報と明記されているが、若者就労支援システムで報告しているものとは別に、四半期毎の報告が必要となるのか。	中央センターへの報告とは別に、事業委託者としての都道府県労働局に対する報告として、四半期毎に報告してもらうことを想定しているが、様式・方法等については追ってお示しする予定である。
115	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の2（1）成果物の提出】 本事業で作成した周知・広報に係る著作物を1冊のファイルにまとめて提出することとなっているが、いつの時点で提出することになるのか。	事業終了後、契約書様式第12号「委託事業実施結果報告書」とともに、提出されたい。
116	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の3（2）個々のサポステにおける目標】 常設サテライトについても、それぞれ新規登録者数や就職者数等の目標が設定されているが、上位サポステと常設サテライトそれぞれに目標数値を達成する事が必須なのか、または常設を含む上位サポステ（全体）として合算した目標達成でいいか。	目標については、通常の相談支援窓口及び常設サテライト窓口を合算して判断することとする。
117	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の3（2）個々のサポステにおける目標】 事業実績が低調な場合、債務不履行として委託費の減額等の措置が規定されているが、適用に際してはどのような手続きになるのか。	実際の適用に際しては、改善計画書を提出させた上で、それでもなお、改善が見られない場合に適用するなど、一定の手順を踏むを予定であること。少なくとも事業実施期間中に行う指導監督等の場面において、改善計画書の提出を求めた上で、なお改善が見られない場合等に適用するなどの一定の手順を踏むこととなるため、委託費の精算段階において事前の予告なく適用することはないものと考えている。
118	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の3（2）個々のサポステにおける目標】 就職等率の定義について、「事業実施期間における新規登録者数に対する就職等に至った者の割合をいう。」とあるが、具体的にはどういうことか、例を示して欲しい。	就職等率の定義の意味は、 「事業実施期間における就職等した者の数」を「事業実施期間における新規登録した者の数」で除したものであり、「事業実施期間における就職等した者の数」には、過年度に登録し、今年度に就職等した者を含むものとする。 例えば、以下の場合における就職等率は65%となるが、場合によっては、就職等した者の数が新規登録者数を上回る結果、就職等率が100%を超えるケースもあり得るものと認識している。 *平成31年度における新規登録者の数:100人 *平成31年度における就職等した者の数:65人 なお、「就職等」については、仕様書第1の5(1)に定めているので参照されたい。

NO	種別	質問内容	回答
119	6 その他（仕様書第6関係）	【仕様書第6の5（11）再委託】 仕様書において、「委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務執行部分は再委託してはならない。」とあるが、それ以外の、例えば常設サテライトの運営に関しては再委託は可能か。	常設サテライト窓口については、基本的には相談支援窓口と同様の支援を実施するものであり、相談支援窓口と常設サテライト窓口は同一団体によって一体的に運営することが期待されるものであることから、常設サテライト窓口について再委託することは想定していないものであること。
120	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 正本・副本ともに社印を押した原本が必要か。写し3部はコピーでよいか。	原本の写しで可。
121	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 提案書の電子媒体（CD-R、DVD-R等）での提出期限はいつか。	紙媒体と同様に、平成31年2月25日（月）17時までに提出されたい。
122	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）ウ添付書類】 定款や現在事項全部証明書はすべて原本が必要かそれとも写しで良いか。	原本の写しで可。
123	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）ウ添付書類】 残高証明書はいつの時点のものを添付すればいいか。	現在事項全部証明書は3ヶ月以内発行のもの、残高証明書は1ヶ月以内発行のものを提出すること。
124	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）ウ添付書類】 口座が複数ある場合は、すべての講座の残高証明が必要になるのか。	残高証明については、預貯金の額の主たる部分がかかる口座に係る残高証明を提出すれば足りる。 また、現在事項全部証明書、残高証明書は、いずれか一方の提出で差し支えない。
125	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）ウ添付書類】 就業規則で別途定める規程は、賃金規程・賞与規程だけでよいか。それともすべて（退職金規程・安全衛生管理規程・教育訓練規程・賞罰委員会規程など）も必要か。	就業規則で別途定めることとしている規程については全て添付すること。
126	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 定款、寄付行為を添付することとなっているが、現在の定款には、「地域若者サポートステーション事業を実施」する旨の目的の規定がない。この場合、定款を変更する必要があるか。	現在の定款において本事業を受託するために必要な事業目的がない場合には、会社法、一般法人法等それぞれの法律に基づき適切に対応されたい。 なお、本事業を受託するに当たって、必ずしも直接的に「地域若者サポートステーション事業の実施」に関する規定は必要なく、例えば、 *就労支援に関する事業 *職業紹介事業及びこれに附帯関連する事業 など、「若者の就労支援」を含むより広い概念の記載があれば足りるものとする。
127	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 NPO法人として平成30年度事業を受託したが、別法人を設立して事業を承継している場合、決算関係書類や過去2年間の保険料の領収書（写）等はどうすればいいか。	承継元法人において、所定の資料を用意できない場合は、承継元法人における決算関係書類や過去2年間の保険料の領収書（写）等を添付されたい。
128	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 上記に関連して、提案書の過去3年間のサポステ運営実績の欄に、現サポステ運営団体の実績を記載してもいいか。（新設分割という形をとって新規団体を設立。現団体でサポステ事業に関わっているスタッフ全員が新規団体へ移行する）	承継元法人における運営実績を記載されたい。 なお、承継元法人から承継先法人に適切に事業が承継されていることが前提である。
129	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領 1（1）提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 添付書類の中の貸借対照表等とは、応募団体の分か、それともサポステ事業の分か。	応募団体の経営の状況を確認するための書類であるため、応募団体の分として提出されたい。

NO	種別	質問内容	回答
130	7 提案書関係（提案書作成要領関係）	【提案書作成要領①提出書類】 添付書類として、サポステの利用の申込みに係る様式を提出することになっているが、これはサポステを利用する人の名前や住所、これまでの経歴や相談したいこと等々を書いてもらう法人で独自に作成した利用申込書を提出するという理解でいいか。	貴見のとおり、受託者が独自に作成する又は作成している、初めてサポステに來所した方が記入する利用申込み書の様式の添付を求めるものであること。 なお、仕様書第3の2（3）留意事項に示しているとおり、利用希望者本人に配慮した様式となっていることを確認する趣旨のものであること。
131	8 提案書関係（提案書様式関係）	【表紙】及び【7】（1）団体名 当法人は、「認定NPO法人」として認可を受けている。 法務局や銀行など届け出ている法人名に「認定」の文言は入れていないが、提案書には「認定」の文言を記載してもいいか。	法人登記上の団体名を記載されたい。
132	8 提案書関係（提案書様式関係）	【基本事項】 ページ数の制限や文字のポイント等の指定はあるのか。また、指定のない場合は、行を増やしたり、枠を増やしたり広げたりするなどして追記することは可能か。また、図を貼り付けることは可能か。	ページ数や文字ポイント等の制限はないが、文字ポイントは、見やすさの観点から10.5～12ポイントとするのが望ましい。 また、行や枠の追加、高さの調整、図表の挿入は適宜行って差し支えないが、効率的な審査の観点から、記載内容は簡潔な記載とした上で、参考資料を添付するなど、提案書の内容が冗長にならないように留意されたい。
133	8 提案書関係（提案書様式関係）	【基本事項】 提案書内の不要な行やデータ（例：集中訓練事業のエクセルデータ）など記入しないものは削除していいか。	「集中訓練プログラム事業」を実施しない地域においては、当該シートは削除して差し支えない。その他の項目については、当該項目に係る提案の有無が判別可能な範囲で、空白行を削除することは差し支えない。 （入力欄が複数あるものについて、空白行を削除するのは可。入力欄が1つものについて、当該入力欄を削除するのは不可。）
134	8 提案書関係（提案書様式関係）	【基本的事項】 本事業には新規で参入するため、提案書は、あくまで予定で作成していいか。 例えば、地方公共団体の施設の一部を利用したいと考えているが、サポステの実施場所が未定の場合には応募できないのか。	提案書は、予定・検討している内容のものとして作成されたい。 ただし、入札金額については、入札説明書第1の2（5）アのとおり、「業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もる」必要がある。このため、予定・検討中のもも含めて十分に精査の上、積算すること。
135	8 提案書関係（提案書様式関係）	【1】事業の実施方針（4） 「就職等件数」及び「進路決定件数（オ 就職等以外）」の定義を示していただきたい。また、「ステップアップ支援中の転職・就職」の取り扱いについては、書類が揃えば「就職等決定者」としてカウントできるか。	「就職等」については、仕様書第1の5（1）に定めているので参照されたい。「就職等以外の進路決定件」とは、「進学」「起業等その他」「週の所定労働時間が20時間未満の就労であって、本人の意向等により仕様書第3の3（5）コに定める支援を継続しない場合で、就職等に含まれないもの」を含むものとする。 ステップアップ支援中の転職・就職については、貴見のとおりカウントできる。
136	8 提案書関係（提案書様式関係）	【1】事業の実施方針（4） 事業目標に関して、集中訓練プログラム事業を実施しない場合は、「就職等率（全体）」及び「うち職場体験プログラム参加者の就職率」を記載すればいいか。	貴見のとおり、集中訓練プログラムを実施しない場合は、「うち集中訓練プログラム参加者の就職等率」は記載不要である。 「就職等率（全体）」については、職場体験プログラムを利用していない者も含めて算出するものとし、就職等率（全体）に当たっては、仕様書第6の3（1）ア（ア）のとおり、「事業実施期間における新規登録者数に占める就職等に至った者の割合」により算出すること。
137	8 提案書関係（提案書様式関係）	【1】（4）及び【7】（5）中退者情報共有件数 仕様書において、「高校中退者等アウトリーチプログラム」の対象者には「進路未決定卒業生」も含まれているが、提案書の「中退者情報共有件数」については、「進路未決定卒業生情報の共有件数」も計上して差し支えないか。	高校中退者等アウトリーチプログラムの対象としては、「進路未決定卒業生」も含まれるが、ここでいう「中退者情報共有件数」には、「進路未決定卒業生情報の共有件数」は含めず、あくまでも「中退者情報共有件数」のみとすること。
138	8 提案書関係（提案書様式関係）	【1】（4）及び【7】（5）中退者情報共有件数 仕様書において、「高校中退者等アウトリーチプログラム」の対象者は、主に高等学校中退者を念頭に置いているものと思うが、大学中退者も含まれるのか。	高校中退者等アウトリーチプログラムの対象としては、主に高等学校中退者を念頭に置いているが、大学中退者を除外するものではない。 しかしながら、ここでいう「中退者情報共有件数」には、「大学等の中退者情報共有件数」は含めず、あくまでも「高校等（高等学校、専修学校高等課程）の中退者情報共有件数」のみとすること。

NO	種別	質問内容	回答
139	8 提案書関係（提案書様式関係）	【2】相談支援窓口当の設置 「費用負担の有無」とは、受託団体の場所代の負担という趣旨でいいか。	相談支援窓口を設置するための施設の借料について、受託団体の負担が発生するか否かにより記載すること。 ①地方公共団体関係の施設について、無償で貸与を受ける場合など、国の委託費により支出する予定がない場合は「無償」 ②地方公共団体関係の施設について、低廉な価格で貸与を受ける場合や、地方公共団体が利用料の一部を負担する場合など、国の委託費により支出する額が、通常料金に比して廉価の場合には「有償（低廉）」とすること。
140	8 提案書関係（提案書様式関係）	【2】相談支援窓口等の設置 週一回、県内の別の場所へ出張相談を行う場合や、要件に満たない簡易な窓口を設定する場合は、「その他の簡易な窓口（定期的な出張相談含む）の有無」欄に記入すればいいか。	ご指摘のとおり、提案書様式【2】（3）「その他の簡易な窓口（定期的な出張相談含む）の有無」欄に記載すること。
141	8 提案書関係（提案書様式関係）	【2】相談支援窓口等の設置 常設サテライト窓口の設置について「地域の実情に応じ、要件に満たない簡易な窓口を設置することも可能であること」とあるが、開所時間、相談支援員・キャリアコンサルタントの配置基準を下回るもので実施する際には、提案書にその内容を記載することで事足りるか。	要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する場合は、提案書様式【2】（3）「その他の簡易な窓口（定期的な出張相談含む）の有無」欄及び【5】（2）ア「スタッフ数」欄に記載すること。なお、要件に満たない簡易な窓口の設置について提案する際には、相談支援窓口の一部であり、簡易な窓口を含めた配置基準（目安）であることに留意すること。
142	8 提案書関係（提案書様式関係）	【3】相談支援事業（3）地域の実情に応じて実施する事項 地方公共団体が措置する事項との連携状況およびこれによるサポステのパフォーマンス向上の効果の項目の中で、臨床心理士等による心理カウンセリングなどこれまでの支援の中で実施しないことを取捨選択した結果、実施予定がない事業もあるが、この場合、評価が下がるのか。あるいは、実施しない理由が明記されていれば評価の対象になるのか。	地方公共団体の措置する事項については、地方公共団体の予算措置状況によっては、必ずしも実施されるとは限らないため、地方公共団体において実施する予定がないからといってただちに評価が下がるものではない。また、地方公共団体において措置されているにもかかわらず、これまでの支援の経過の中で実施しないことと判断したのであれば、その理由を記載されたい。
143	8 提案書関係（提案書様式関係）	【3】相談支援事業（5）ハローワークとの連携 提案書の作成に当たり、当該地域のハローワークと相談しながら作成する事は可能か。	ハローワークは、都道府県労働局の出先機関であり、委託者の監督下にあるため、提案書の作成に当たってハローワークと相談することは不可である。あくまでも、提案者としての考えを記載すること。
144	8 提案書関係（提案書様式関係）	【5】（2）ウ目標とする就職1件当たりのコスト 入札予定額の総額、というのは、消費税も含んだ金額で計算していいか。	入札書に記載する入札額（税抜額）により計算されたい。
145	8 提案書関係（提案書様式関係）	【7】企画提案団体について（5）平成30年度事業実績（4～12月）と自己評価 平成30年度の利用者満足度を記載する欄があるが、現時点では把握していないが、提供してもらえるのか。	平成30年度における利用者満足度については、都道府県労働局より、平成30年度事業受託者に対し提供する。
146	8 提案書関係（提案書様式関係）	【7】企画提案団体について（5）平成30年度事業実績（4～12月）と自己評価 「高等学校等訪問件数（高校等へのアプローチ）」について、対象とする訪問件数とは、具体的にどのような訪問内容を想定しているのか。例えば、サポステの周知広報にかかる訪問等も含まれるのか。	サポステ事業に関する周知広報のほか、アウトリーチに関する連絡調整のための定期的な訪問等、主として高等学校に対するアプローチを行う活動を想定している。このため、訪問場所が高等学校であっても、中退者等へのアウトリーチ相談を行う活動については、ケ「アウトリーチ支援件数（中退者等へのアプローチ）」に計上されたい。
147	8 提案書関係（提案書様式関係）	【7】企画提案団体について（6） 平成27年度から平成29年度までの運営実績を記入することとなっているが、平成28年度から平成30年度までの誤りではないか。	ご指摘のとおり誤りであるので、「平成28年度から平成30年度まで」と読み替えて（又は訂正して）記入いただきたい。
148	8 提案書関係（提案書様式関係）	【スタッフ名簿】 結婚等に伴い姓が変わったが、キャリアコンサルタント資格証明書が旧姓の場合、どのようにしたらよいか。	氏名に変更があった場合は、再交付を申請することになるので、適切に手続きを行わねたい。 なお、提案書段階におけるスタッフ名簿については、変更後の姓を記載した上で、備考欄に「再交付申請済み（予定）」等を記載されたい。

NO	種別	質問内容	回答
149	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【スタッフ名簿】</p> <p>仮定として、サボステAの統括コーディネーターが、サボステBも管理する場合、サボステBのスタッフとして登録した方がいいか。その際、サボステBにも統括コーディネーターは配置するのでどういった職名で登録すべきか。</p>	<p>サボステAの総括コーディネーターが、適切に総括業務を実施できるという前提の下、サボステBのスタッフ（相談支援員やキャリアコンサルタント、情報管理員）として兼務することを禁止するものではないが、仕様書第2の3（1）イのとおり、総括コーディネーターは、サボステ事業全体の総括を行う業務責任者であり、各サボステごとに配置する必要がある。このため、サボステBに業務責任者たる総括コーディネーターを配置する必要があり、当該総括コーディネーターが責任をもって、サボステBを管理する必要がある。</p>
150	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【スタッフ名簿】</p> <p>No126、127に関連して、応募法人での勤務年数を記入することとされているが、継承元法人での勤務年数を記載することはできるか。</p>	<p>承継元法人における勤務年数を記載されたい。</p>